

当別町 で働く保育士等の皆さんへ

# 就労支援給付金

を支給します！

令和6年度までに新規就労すると、さらに 最大30万円！

当別町では、保育士等として働く方を応援し

町内認定こども園へ勤務する方へ

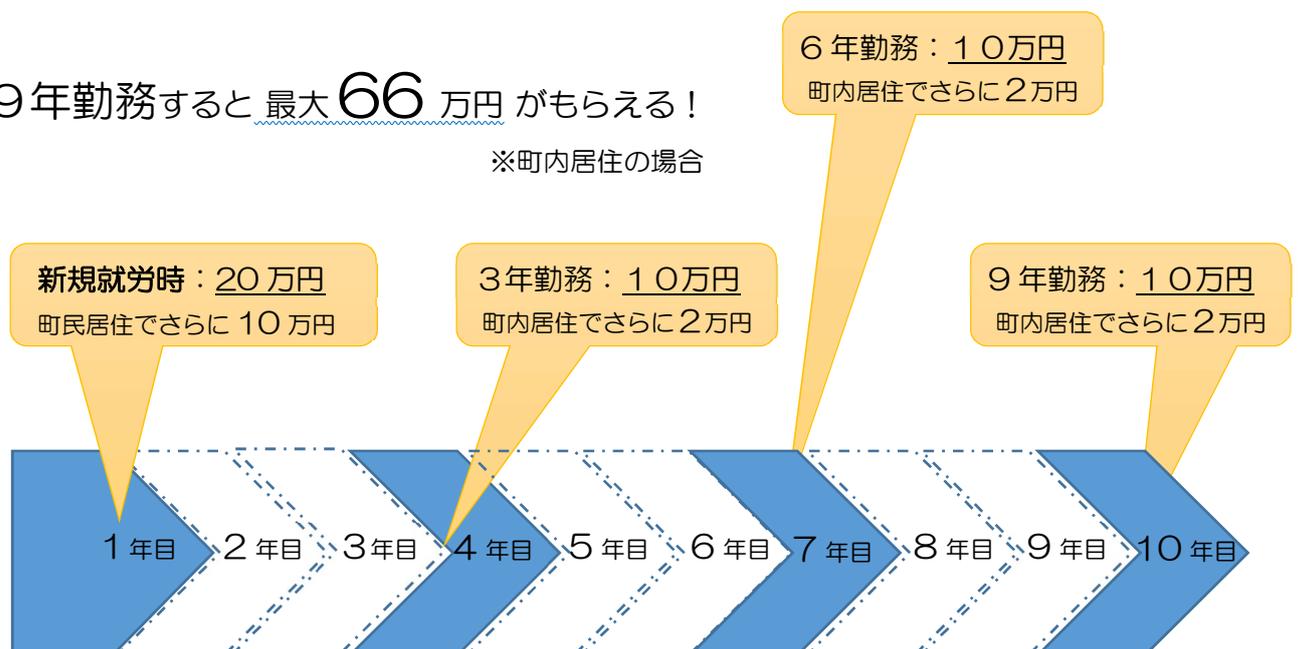
一時金をご用意しています。

都会のそばの、緑あふれる当別で働きませんか？

《常勤保育士等の支給イメージ》

9年勤務すると 最大66万円 がもらえる！

※町内居住の場合



# 新規就労で今だけ！ 当別で保育士等 & 町内居住で 30万円がもらえる！



## ■ 新規就労での給付金

新規就労の方に、次の一時金を支給します。

常勤保育士等 基本額：20万円  
(週約 40 時間勤務) 加算額：10万円

非常勤保育士等 基本額：10万円  
(週約 30 時間勤務) 加算額：5万円

「基本額」 令和4年4月2日から令和7年3月31日までの間に  
町内の認定こども園で新規に就労を開始し、  
1年を超えて保育等に従事することが見込まれる方へ支給します。  
※高陽福祉会が運営する町外の認定こども園等からの異動により、  
勤務を開始した者ではないこと。

「加算額」 新規就労から1年を経過する時点において当別町内に居住する方で、  
引き続き町内での居住を継続する意思がある方へ、さらに支給！

## ■ 継続勤務での給付金

勤務3年ごとに、次の一時金を支給します。対象者1人につき3回限りです。

常勤保育士等 (週約 40 時間勤務) 10万円  
非常勤保育士等 (週約 30 時間勤務) 7万5千円  
非常勤保育士等 (週約 20 時間勤務) 5万円

町内居住で  
さらに2万円を加算！

「基本額」 町内の認定こども園において、3年以上保育業務に従事する保育士等に  
上記の金額を支給します。

「加算額」 当別町内に居住する方には、さらに支給！

## ★ お問い合わせ先

当別町教育委員会 子ども未来課子ども係 電話 0133-23-3024